

さわやか荘通所リハビリテーション利用料(要介護)

(単位:円)

	1～2 時間未満	2～ 3 時間未満	3～ 4 時間未満	4～ 5 時間未満	5～ 6 時間未満	6～7 時間未満
要介護 1	366	380	483	549	618	710
要介護 2	395	436	561	637	733	844
要介護 3	426	494	638	725	846	974
要介護 4	455	551	738	838	980	1,129
要介護 5	487	608	836	950	1,112	1,281
リハビリテーション 提供体制加算	—	—	12	16	20	24

1. 入浴介助加算は1回40円です。
2. 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の職員体制が要件を満たしている場合は、1日に上表のリハビリテーション提供体制加算が加算されません。
3. リハビリマネジメント加算(A)イとして、同意日から6ヵ月以内は1月当たり560円、6ヵ月超の場合は240円が加算されます。
4. 選択サービスとして、栄養改善サービス、口腔機能向上サービスを受けた場合は、3ヵ月以内に限り1ヵ月に2回を限度として150円を負担していただきます。但し、3ヵ月ごとの評価の結果、引き続きサービスを受ける必要がある場合はこの限りではありません。
5. 軽度の認知症利用者様に対して、短期集中的な個別リハビリテーションを実施した場合(認知症短期集中リハビリテーション実施加算)、1日当たり240円が加算されます。(週2日を限度に3月以内)
6. 若年性認知症のご利用者の方につきましては、1日当たり60円を負担していただきます。
7. 口腔・栄養スクリーニング加算(I)として、サービスを提供するに当たり、対象のご利用者様には6ヵ月に1回、20円が加算されます。
8. サービス提供体制強化加算(I)として、サービスを提供するに当たり、職員体制が要件を満たしている場合は、1日22円が加算されます。
9. 中重度者の受け入れ体制が要件を満たしている場合(中重度ケア体制加算)は1日20円が加算されます。
10. 要介護3以上の医療的に重度で、医学的な管理を行い療養上必要な処置を行った場合(重度療養管理加算)は1日100円が加算されます。
11. 介護職員処遇改善加算(I)として、上表の利用料金に上記①～⑧までの該当する加算料金を加えた金額に、4.7%を乗じた金額が加算されます。
12. 介護職員等特定処遇改善加算(I)として、上表の利用料金に上記①～⑧までの該当する加算料金を加えた金額に、2.0%を乗じた金額が加算されます。

13. 介護職員等ベースアップ等加算として、上表の利用料金に上記①～⑧までの該当する加算料金を加えた金額に、1.0%を乗じた金額が加算されます。
14. 事業所が送迎を行わない場合は、片道47円を差し引かせて頂きます。
15. 昼食代として550円・おやつ代として120円を実費負担して頂きます。
16. 教養娯楽・日用品費は実費です。